

瀬戸市告示第16号

平成20年瀬戸市告示第36号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
瀬戸市都市公園条例 (昭和39年瀬戸市 条例第23号) 第1 1条に規定する有料 公園施設使用料の徴 収事務	<省略>	瀬戸市都市公園条例 (昭和39年瀬戸市 条例第23号) 第1 1条に規定する有料 公園施設使用料の徴 収事務	<省略>
<u>学校体育施設使用料 の徴収事務</u>	<省略>	<u>スポーツ施設使用料 の徴収事務</u>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>